

# 平成25年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成25年 7月 4日(木曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午後12時00分

---

## ○会議に付した事件

1. 白老町津波避難計画(全体計画)(案)について
- 

## ○出席委員(6名)

委員長 小西秀延君	副委員長 山田和子君
委員 吉田和子君	委員 齋藤征信君
委員 本間広朗君	委員 前田博之君

---

## ○欠席委員(1名)

委員 坂下利明君

---

## ○説明のため出席した者の職氏名

総務課交通防災担当課長	畑田正明君
総務課主幹	森玉樹君

---

## ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主査	本間弘樹君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより総務文教常任委員会協議会を開催いたします。

（午前10時00分）

---

○委員長（小西秀延君） 本日は、白老町の津波避難計画（全体計画）（案）につきまして町側から依頼がございましたので、開催いたします。

それでは、計画の説明を求めます。

畑田総務課交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） おはようございます。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日は、白老町津波避難計画（全体計画）（案）ということでご説明をさせていただきます。平成23年3月に甚大な津波被害をもたらしました東日本大震災を受けまして、昨年6月に北海道太平洋沿岸の津波対策の最新データをもとにしまして、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波浸水予測図が北海道から発表されてございます。本町におきましても、その予測図におきましては沿岸部の最大水位が7メートルから8.8メートルと予想されているところです。このような津波から町民の命、身体の安全確保を目的にしまして、津波による浸水の程度や津波避難の方法、あるいは津波に関する必要事項を定めました。

お手元に配付させていただきました、白老町津波避難計画（全体計画）（案）ということで策定いたしました。本日はこの計画（案）について委員の皆様にご説明いたしまして、ご理解いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、計画の具体的な中身につきましては森主幹のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小西秀延君） 森主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） 総務課交通防災グループの森でございます。よろしく願いいたします。

それでは、事前に配付させていただきました資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、1枚ものの白老町津波避難計画（全体計画）（案）についてという1枚もののペーパーがアろうかと思ひます。それと、冊子になってござひますが、白老町津波避難計画（全体計画）（案）というものがアろうかと思ひます。それと、本日追加で左上に参考と書かれました、社台地区の津波避難地域計画（案）という資料がアろうかと思ひます。よろしいでしょうか。

それでは、説明に入らせていただきます。まず、1枚ものの白老町津波避難計画（全体計画）（案）について、概要とスケジュールについてご説明申し上げます。1、計画策定の背景でござひますが、この計画は2011年3月11日に発生しました東日本大震災による津波被害を受けまして、消防庁作成の津波避難対策推進マニュアル検討報告書及び北海道で作成しました津波避難計画作成指針に基づきまして、当町の実情を踏まえた中、津波避難対策に関する基本的な考え方を示し、町民等の生命及び身体の安全を確保するため、津波避難の方法、避難先、町の初動

態勢などを定めた計画でございます。

2、この津波避難計画の体系でございますが、まず町が作成する基本的な考え方を示した「全体計画」と地区ごとの町内会が作成するきめ細かく実効性の高い「地域計画」の2本立て、2部構成となっております。体系を図にあらわしたものがそちらにお示ししているとおりでございますが、本日の説明につきましては、この町の基本的な考え方を示した全体計画についてご説明させていただきます。なお、地域計画につきましては、この全体計画を踏まえて地区ごとの町内会が作成する計画として位置づけさせていただいております。当町におきまして虎杖浜から社台までの7地区に分割して地区計画の作成を進めてございます。

続きまして、3、計画作成のスケジュールでございますが、全体計画と地域計画、2本立てとなっておりますので、そちら両方をお示ししてございます。まず、5月末までにどちらの計画とも素案を作成してございます。さらに全体計画につきましては、6月中に北海道において内容の確認、それと役場内部におきまして意見照会をかけて全体計画の案を作成してございます。地域計画につきましては、6月3日から11月まで、この虎杖浜から社台までの7地区におきまして地域計画の説明会を実施し、さらに104町内会長宛てに避難先の調査を実施してございます。そちらを整理し、地域計画の案を作成してございます。

続きまして、今月7月1日から31日までは全体計画のパブリックコメントを実施し、町民の皆様から意見を募集している最中でございます。地域計画につきましては、地域計画案、今まだ修正中でございます。そちらのほうは完成次第、来週中には町内会長へ地域計画案の確認のため郵送し、確認をいただく予定をしております。そのような行為を経た後に、8月上旬には全体計画を決定し、地域計画につきましても決定、印刷製本と入りまして、8月中旬には全体計画を公表しまして、地域計画は防災マップと一緒に全戸配布を予定してございます。

続きまして、冊子版の白老町津波避難計画（全体計画）（案）の説明に入らせていただきます。表紙をめくっていただきまして、目次でございますが、8つの章から構成されておまして、最後には津波避難マップ、こちらは①から⑧まで虎杖浜から社台地区までを分割して添付してございます。内容につきましては、第1章で総則、第2章で避難計画、第3章で初動体制、第4章で避難勧告・指示等の発令、第5章で津波対策の教育・啓発、第6章で津波避難訓練の実施、第7章で積雪・寒冷地対策、第8章でその他の留意点という構成になってございます。

続きまして、1ページをご覧ください。計画書に基づきまして説明させていただきます。第1章、総則。1、目的でございますが、この計画は津波が発生した場合、または発生するおそれがある場合の津波災害に対し、地震津波発生直後から津波が終息するまでのおおむね2、3日の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画であります。

2、計画の修正、この計画は修正の必要があると認められるときは、これを修正します。

3、用語の意味、この計画において、使用する用語の意味が次のとおりであります。（1）、津波浸水予想地域とは、想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいいます。（2）、避難対象地域とは、津波が発生した場合に避難が必要な地域で、町が指定するものをいいます。（3）、避難目標地点とは、津波の危険から生命の安全を確保するために避難対象地域の外に定める地点で、町が設定する避難の目標地点をいいます。（4）、避難路とは、避難

するための経路で、町が指定するものをいいます。(5)、津波一時避難場所とは、津波の危険から避難するために、津波浸水予想地域の外に町が指定する一時的な避難場所をいいます。必ずしも避難目標地点とは一致しません。(6)、避難困難地域とは、津波の到達予想時間までに津波浸水予想地域の外、または津波一時避難場所まで避難することが困難な地域をいいます。(7)、緊急避難施設とは、津波浸水予想地域の外に逃げ遅れた人が緊急避難する建物で、町が指定するものをいいます。(8)、避難所とは、一定期間の避難生活を行う施設で、町が指定するものをいいます。(3)、(5)、(7)を総称して「避難先」といいます。

続きまして、2ページをご覧ください。第2章、避難計画でございます。この避難計画は、北海道が作成しました北海道太平洋沿岸における津波浸水予測図の結果及びシミュレートされた各データを想定し、策定しております。1としまして、津波浸水予想地域の想定をしております。社台から虎杖浜まで7地区に分けて、浸水が予想される町内会名を記載しております。また、世帯数、人口につきましては、昨年7月31日現在の数値を基準として推定した推定値でございます。合計でいいますと浸水地域内にある世帯数は5,551世帯、人口につきましては1万903人というふうに推定してございまして、当町の半分強の世帯数、人口が浸水予想地域に居住していると考えてございます。

2、津波到達予想時間の設定でございますが、こちらにつきましても北海道のほうでシミュレートされた結果を示してございまして、当町におきましては3カ所設定されてございます。白老の町で沿岸最大水位が8.8メートル、第1波の到達時間が47分、影響開始時間が18分、白老港で沿岸最大水位8.7メートル、第1波の到達時間46分、影響開始時間17分、竹浦で沿岸最大水位7メートル、第1波の到達時間が45分、影響開始時間が17分というふうになってございます。

3、避難対象地域の指定でございますが、最後に添付資料①から⑧まで添付してございますけれども、そちらに浸水のエリアが示されてございます。避難の対象地域につきましては、この浸水予測図に基づきまして浸水予想地域全体として考えてございます。

続きまして、3ページをご覧ください。4、避難方法でございます。避難方法は、原則徒歩避難とします。ただし、避難目標地点、津波一時避難場所、緊急避難施設までの距離、所要時間、津波到達時間などを考慮し、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、または自動車による避難がより安全で確実と見込まれる場合は、自動車の使用を制限しないこととします。なお、徒歩避難が可能な距離としまして、消防庁が作成しました、済みません。資料の訂正をお願いしたいのですけれども、点線の枠の右下に括弧書きで、消防庁の津波避難対策検討マニュアルと書いてありますけれども、こちらの検討の部分を推進という形で訂正をお願いいたします。申しわけございません。この推進マニュアル検討会報告書に基づきまして計算し、計算上は2,400メートルでございますが、安全側の視点に立ちまして、当町としましては2,000メートルを目安と考えてございます。

続きまして、5、避難困難地域の抽出でございます。避難困難地域は、避難対象地域のうち津波到達予想時間と避難する歩行速度から津波避難目標地点または津波一時避難場所まで避難することが困難な地域を抽出いたします。なお、当町につきましては、避難可能距離の目安2,000メートルとしてございまして、避難困難地域はないと判断しておりますが、避難訓練の結果等を

踏まえまして随時検討し、加えたいと考えております。

続きまして、6、緊急避難施設でございます。津波浸水予想地域の外に逃げおくれた人が緊急避難する建物で、施設の所有者または管理者と協議して指定したいと考えてございます。なお、緊急避難施設の指定につきましては安全性、機能性が確保できる建物として、原則耐震性を有する構造と考えております。そのため、鉄筋コンクリート構造または鉄骨鉄筋コンクリート構造としまして、津波浸水予測図に基づく浸水深に応じて階数を考慮したいと考えております。また、緊急避難施設につきましては、表で示しているとおりでございますが、不足しているというふうな考え方も持っております、今後民間施設等の活用を検討し、随時加えたいというふうに考えております。なお、現在は5つ緊急避難施設を指定しようと考えておまして、白老東高校、町有住宅のサンコーポラスの2棟、白老町消防庁舎、萩野小学校、白翔中学校を指定する予定でございます。

続きまして、4ページをご覧ください。4ページから5ページの中段までに避難目標地点及び避難路の設定等について、社台から虎杖浜の地区ごとに避難対象地域の町内会名を記載しまして、避難目標地点、津波一時避難場所、主な避難路、緊急避難施設を明示してございます。こちらの地区割につきましては、地域計画の地区割と同様の形にしております。内容につきましては、記載のとおりでございます。こちらにつきましては、当然添付資料の津波避難マップと一致した形となっております。

続きまして、5ページをご覧ください。8、津波一時避難場所の管理でございます。町及び町内会は、いざというときに使用することが困難とならないよう、津波一時避難場所及び避難経路を日頃から点検し、草刈り等の管理を行うものとします。なお、町内会が点検・管理する津波一時避難場所は、地区ごとの津波避難地域計画に定めることとしております。こちらにつきましては、本日追加の参考資料で社台地区のものを提出させていただいておりますけれども、こちらで明示させていただいております、この社台地区の地域計画の最後のページ、2ページ目でございますが、中段より若干下の(4)、津波一時避難場所の管理としまして、管理する場所及びそこを使用する町内会名を記載させていただいております。なお、こちらの部分につきましては、6月の地域計画の説明会でも説明させていただいております、全地区こういった対応についてはご了解いただけたものと解釈しております。

続きまして、全体計画のほうに戻らせていただきます。5ページの9、避難所でございます。避難所は、避難先に避難した後に避難する施設（直接、避難所に避難する場合があります。）、津波浸水予想地域の外で、次のページの施設を指定する考えでございます。なお、避難所は、地震及び津波による被害状況に応じて使用できる他の公共施設も加えるほか、今後民間施設を活用できるよう検討し、随時加えたいと考えてございます。6ページをご覧ください。避難所の一覧を記載してございます。こちらにつきましては、公共施設及び現在の地域防災計画で指定しております避難所で、浸水予想地域外の施設を明示してございます。北海道栄高校から旧虎杖中学校まで10施設でございます。こちらにつきましても、当然被災対象地域の人口につきましては1万903名となっておりますし、実際このような津波災害が発生しますと、さらにそれ以上の避難者が出ることも考えられますので、現在の収容可能人数2,657名では不足というふ

うに押さえておりますので、今後民間施設の活用も検討し、施設所有者と交渉したいと考えてございます。

続きまして、10、自動車による避難でございます。自動車による避難は、やむを得ずの場合を想定したものであり、自動車の使用を推奨しているものではございません。また、自動車による避難には限界量があること認識し、なるべく抑制するよう努めたいというふうに考えてございます。(1)、自動車による避難対象者ですが、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、または自動車による避難がより安全で確実と見込まれる場合の考え方は次のとおりとします。①、高齢者または障がい者など歩行困難者、いわゆる要援護者の避難、②、避難訓練等の結果、津波到達予想時間、本町につきましては竹浦の45分が最短となっておりますので、45分以内に避難目標地点または津波一時避難場所まで避難できない者の避難、この2点を自動車による避難対象者と考えております。続きまして、(2)、自動車による避難の注意事項としまして、自動車による避難には道路の損傷や沿道の建物の倒壊による交通障害、渋滞の発生等の危険が伴うことを認識していただくとともに、徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとならないよう注意をいただきたいと考えております。(3)、自動車による避難の避難場所でございますが、自動車による避難の避難場所は、徒歩避難及び自動車避難双方の危険性を軽減するため、可能な限り津波一時避難場所とは区別したいと考えております。なお、地域の実情に応じて自動車の避難場所を設定する場合は、地区ごとの津波避難地域計画において定めたいと考えてございます。全体計画の中では、そちらの避難場所一覧のとおり、社台から虎杖浜地区ごとに避難場所を考えておりまして、社台地区については現在公共施設等がないものですから、ここには明示してございません。白老地区につきましては、森野地区への避難というふうに考えておりまして、ホロケナシ駐車公園、ふるさと体験館「森野」、白老霊園を考えてございます。石山、萩野、北吉原地区につきましては、白老滑空場を考えてございます。竹浦地区につきましては、飛生福祉館を考えてございます。虎杖浜地区につきましては、旧虎杖中学校の駐車場を考えてございます。なお、地域の実情に応じてというのはどういった場合かと申しますと、こちらの社台地区の避難計画の最後のページをご覧いただきたいと思いますが、2ページ目の自動車使用の考え方のところには避難場所を明示してございまして、地域説明会の中で、やはり社台地域の町内会さんも実際公共施設がないというのは理解されております。その上で、社台地区の町内会としては、高速道路の側道に自動車を利用する場合は避難すると考えているということを説明会の中でお伺いしてございます。このように全体計画の中では入っていないのですけれども、地域計画の中で高速道路の側道という形で位置づけしたいと考えております。

続きまして、再度全体計画の7ページをご覧ください。第3章、初動体制についてでございます。1、災害応急体制、災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、白老町地域防災計画、第2章、防災組織に基づく非常配備体制に定めるもののほか、次のとおりといたします。(1)、配備基準でございます。町内で震度4の地震が発生したとき、または津波注意報が発表されたときは、配備体制を第1非常配備としまして、課長職以上、総務課職員を配備要員といたします。続きまして、町内で震度5弱の地震が発生したとき、または津波警報が発表されたときは、配備体制を第2非常配備と

しまして、配備要員は主査職以上といたします。続きまして、町内で震度5強以上の地震が発生したとき、または大津波警報が発表されたときは、第3非常配備としまして、全職員を配備要員といたします。なお、津波警報または大津波警報が発表された場合、同時に災害対策本部を設置することと考えております。また、配備要員につきましては、この配備基準に基づき、原則自主参集することを基本と考えてございます。

続きまして、(2)、職員への連絡・参集体制でございます。基本は配備基準に基づく自主参集とはしてございますが、勤務時間内及び休日、退庁後の伝達系統を次のとおりと考えてございます。勤務時間内につきましては、本部長である町長から交通防災担当課長へ災害対策本部の指示が出されます。そのため、交通防災担当課長は総務課長へ連絡し、総務課長から全課長、そこから全職員に連絡が行くようにしてございます。休日、退庁後の対応につきましては、交通防災担当課長が総務課長へ連絡しまして、総務課長から町長、副町長へ連絡、それと全課長へ連絡しまして、そこから全職員へ連絡が行くことを考えてございます。なお、4月に全課の緊急連絡網を作成していただいております。全課で連絡が取れる体制にはなっております。

続きまして、8ページをご覧ください。(3)、職員の参集場所でございます。勤務時間内、休日、退庁後の職員の参集場所を次のとおりと考えてございます。津波注意報の発表時につきましては、白老町役場、津波警報、大津波警報の発表時には緑丘小学校を考えてございます。なお、参集に当たっては、自身等の安全を確保することを最優先とし、可能となった時点で参集場所へ参集することとしております。また、第2非常配備、第3非常配備の参集の場合において、津波警報、大津波警報の発表がないときは、参集場所を白老町役場と考えてございます。

続きまして、2、津波情報等の収集・伝達でございます。収集・伝達系統及び伝達方法は、こちらのフロー図にお示しのとおりでございます。白老町では、消防庁からJ-ALERTというシステムで情報が入ることになっております。また、北海道からは北海道総合行政情報ネットワークシステムというシステムで情報が入ることになっております。また、気象庁からはN-T-Tを経由しましてファクスで白老町へ情報が入ってくるようになっております。この情報をもとに、町としましては町内の関係機関、消防へ連絡を伝達するとともに、町民の皆様に対しましては防災行政無線、消防サイレン、携帯電話のエリアメールで情報伝達することを考えてございます。

続きまして、9ページをご覧ください。第4章、避難勧告・指示等の発令でございます。津波被害の切迫した危険から町民等を安全な場所へ避難させるため、避難勧告・指示等を発令いたします。1、発令基準でございますが、津波注意報が発表されたときは避難準備情報を発令しまして、状況を判断の上でございますが、海岸付近を対象に発令したいというふうを考えておまして、町の体制としましては、第1非常配備となります。次に、津波警報が発表されたときにつきましては、避難勧告を警報後速やかに津波浸水予想地域に対しまして発令いたします。役場の体制としましては、第2非常配備となります。次に、大津波警報が発表されたときにつきましては、避難指示を警報後速やかに津波浸水予想地域に対しまして発令いたします。町の体制としましては、第3非常配備となります。

続きまして、2、発令時期と発令手順でございますが、避難準備情報、避難勧告、避難指示

の発令は町長が発令基準に基づき行います。また、避難勧告、避難指示の解除は津波警報、大津波警報が解除されたとき、いわゆる津波注意報になったときに町長が発令します。なお、町長不在または連絡がとれない場合は、次の順位で委任いたします。第1位、副町長、第2位、総務課長、第3位、交通防災担当課長と考えてございます。

3、伝達方法につきましては、津波に関する情報は防災行政無線、消防サイレン、携帯電話のエリアメールを活用し、伝達いたします。なお、消防関係車両による広報は、消防関係車両の退避中に行うものとし、状況に応じて実施する予定でございます。

続きまして、第5章、津波対策の教育・啓発でございます。1、職員に対する教育としまして、町は災害応急対策の円滑な実施を図るために、町職員として必要な防災知識・技術を習得させる機会としまして防災研修を実施いたします。

2、町民等に対する教育と啓発としまして、自然災害に対しましては、町民みずからが、自分の命は自分で守るという意識が重要であります。そのため、津波からは避難するという行動が基本となります。そのため、出前講座や町民防災講座などを通じ、津波に対する防災知識を提供するとともに防災マップを配布し、津波に関する啓発に努めたいと考えてございます。

続きまして、10ページをご覧ください。3、児童・生徒等に対する教育でございます。教育委員会は、児童・生徒に対し、学校教育を通じて、学年に応じた津波に関する知識や避難の方法等、津波防災教育の推進を図るものいたします。

続きまして、第6章、津波避難訓練の実施でございます。1、避難訓練の実施につきましては、円滑な避難と津波防災対策の課題の検証を行うため、年1回を基本として実施するよう努めるものとします。また、避難に支障を来すと考えられる冬期の実施についても配慮いたします。今年度につきましては、10月29日に白老町総合防災訓練を実施する計画でございます。

2、避難訓練の内容でございます。町は、防災関係機関、町内会、事業所等と連携して、次のような訓練を実施いたします。(1)、情報収集・伝達訓練。津波情報の収集や伝達方法の確認、防災行政無線等防災機器の操作方法の確認、町民等への広報内容を検証いたします。(2)、津波避難訓練。津波避難計画において設定した津波一時避難場所へ実際に避難することで、避難経路の確認、避難の際に発生し得る危険性等の把握に努めます。

続きまして、第7章、積雪・寒冷地対策でございます。1、冬季道路交通の確保でございますが、各関係機関が所管する道路の除雪体制を確認し、積雪期における避難路及び道路上の津波一時避難場所の確保に努めます。

2、避難生活環境の確保でございますが、町は避難所を開設した場合、暖房等の避難生活環境の確保について努めるほか、電力が停止した場合の発電機の調達方法を確認いたします。

続きまして、第8章、その他の留意点でございます。1、観光客等の避難対策でございますが、観光客等の避難対策につきましては、観光協会等を通じて観光事業者に防災マップを配布し、観光客等へ周知したいと考えてございます。また、事業所等の自衛消防組織は、避難の勧告または指示があった場合には、あらかじめ定めた避難計画及び災害対策本部等の指示に従い、町民、従業員、入場者等の避難誘導のため、必要な措置をとるものいたします。

続きまして、11ページをご覧ください。2、災害時要援護者の避難対策でございます。町は、

災害時要援護者の現状把握に努めるとともに、避難支援者の安全確保を含めた避難対策を講じるものとします。(1)、避難支援でございますが、災害時要援護者の避難支援につきましては、津波到達予想時間等を考慮しながら、安全かつ迅速に避難できるよう努めたいと考えております。(2)、安否の確認でございます。災害時要援護者の安否の確認につきましては、避難支援者や町内会(自主防災組織)、民生委員・児童委員及びボランティアの協力のもと速やかに行うよう努めたいと考えてございます。

以上で白老町津波避難計画(全体計画)(案)のご説明を終了させていただきます。

○委員長(小西秀延君) 長い文章ありがとうございました。マップもご説明願えますか。

森総務課主幹。

○総務課主幹(森 玉樹君) それでは、添付資料のマップをご覧いただきたいと思います。こちらの津波避難マップにつきましては、虎杖浜地区から社台地区までを分割して掲載してございます。まず、北海道から示されました津波の浸水深に応じた浸水地域に色を塗って、1メートルおきに表示してございます。それに対しまして、町民の皆様がどこに避難すればいいのかをわかるように津波の一時避難場所、緊急避難施設、それと避難所にマークをつけて記載してございます。さらに、国道の横断箇所、踏切の箇所を明示してございます。それと、主な避難路については茶色で色塗りをし、路線名を記載しております。なお、町内会がわかりやすくなるように町内会の区割りも表示してございます。

以上でございます。

○委員長(小西秀延君) それでは、ご質問をお受けいたします。

山田副委員長。

○副委員長(山田和子君) 山田です。このような、比較はできないですけれども、すばらしい計画を立てられたことを御苦労さまでした。

自分の住んでいる地域のところを詳しくチェックするというのが一番自分でわかりやすかったのでやってみたのですけれども、私の住んでいる東町第2町内会の避難目標地点が川沿5番通り、栄町5番通り以北になっているのですけれども、率直に申し上げて遠いと思うのですけれども、この目標地点を選ばれたのは、ほかのところもいろいろそういうことがあるかと思うのですけれども、この目標地点を選ばれた観点というか、それはどのようなところからなのでしょう。私のところは4ページです。4ページで、地図は、白老地区マップの⑦です。

○委員長(小西秀延君) 森総務課主幹。

○総務課主幹(森 玉樹君) 全体計画(案)の4、5ページに避難目標地点、津波一時避難場所を記載してございますが、白老地区を例に言いますと、こちらに記載されている避難対象地域の町内会全体を考えまして、目標地点と津波一時避難場所を記載させていただいております。地域計画のほうでは、町内会ごと避難する避難場所まで書かれておりまして、東町第2町内会につきましては、目標地点を北海道栄高校付近、もしくはアイヌ民族博物館裏の高台として考えてございまして、地域計画では町内会ごとできちんとわかるように明示してございまして、そちらの確認も6月に町内会長宛てに避難先の調査を実施させていただいております。

以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） ということは、やはりこれは町内会ごとに集めて点呼しやすいように、安全確認をしやすいようにという意味で、あちこち好きなどころにばらばらに避難しないようにという意味なのですね。

○委員長（小西秀延君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） まさしくそのとおりでございます。こちらに参考としまして社台地区の地域計画がございますけれども、実はこちらの中で避難先での対応としまして、町内会につきましては、避難先で混乱しないように、事前にその場所にはどこの町内会が避難するのかということ把握していただくとともに、会員さんの点呼、安否確認をとっていただきたいという形をお願いしております。

以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 齋藤委員。

○委員（齋藤征信君） あちこち確認をしたいのですけれども、まとめていないものだから気がついたところからいきたいと思います。この計画、御苦労さまでございます。

日程上のことで先に聞いておきたいのですが、住民説明会、この前各町内会で、私も聞かせていただきましたけれども、説明会がございました。その説明会で出された状況はどうだったのかという、そのあたり大まかに、こういう点が一番焦点になったというようなものがありましたらお聞かせ願いたいということ。

それから、その後このパブリックコメントが7月からになっているのは、先ほど来週中という話がございました。パブリックコメントを初めるのは、この地域計画がもうほとんどでき上がっているというふうに捉えて、それが若干おくられているというふうなことになるのか。6月中に地域計画を出されることになっています。この予定でいくと。それをもとにして、7月に入ったらパブリックコメントになるのです。だから、日程上おくられているということになるのかということをお聞きしたい。

それから、地域計画を立てるということになっているのですけれども、対象外になっている地域がございます。そういうところの計画というのはどのように捉えればいいのか。そのあたりお聞かせください。

○委員長（小西秀延君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） 地域説明会の状況でございますが、全体で7地区でございますが、104町内会のうち42町内会さんに参加していただいております。参加者数は51名という結果になってございます。その中でやはり一番声が多く、大きかったのは、いわゆる災害時要援護者の避難についてでございます。実際にこのような形で、今回計画ではやむを得ない場合ということで自動車の避難ということをどこの町内会でも考えられております。ただ、実際その対策、取り組みを町内会として行う上での難しさという話が一番多く出てございました。それと、やはりより近くに避難できる場所がほしいというのが心情としてございますので、民間施設でまだ町として1つも進んでおりませんので、そういったところを活用したいという声が多く出てございました。

続きまして、2点目の日程についてでございますが、津波避難計画につきましては、こちらの1枚ものに示させていただいたとおり、全体計画と地域計画がございます。今回、パブリックコメントを今実施しておりますが、あくまでも全体計画についてでございます。地域計画につきましては、避難先の調査を6月中に実施させていただいておりますので、そちらでやはり当初の素案と違う考えを持たれている町内会さんもおありでしたので、そちらのほうの修正を今進めております。その整理が済んで来週中には、整理・修正したものを改めて全町内会長さんへ確認の意味で郵送したいと考えております。そこでまた、いい悪いの回答をいただきまして、それを踏まえて最終的な地域計画の決定をしたいというふうに考えております。

続きまして、3点目の対象外の地域でございますが、地域計画のほうで、こちらの浸水予想地域外の町内会も、まず避難する意思を持っているのか持っていないのか。避難するとした場合どこに避難するのかということ調査、実施してございます。そちらから返ってきた答えを地域計画のほうに反映する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） わかりました。私、勘違いして表を見ていた部分あります。

確認したいのですけれども、地域計画というのは、もう全ての地域に指示はされているわけですね、地域計画を立てなさいと。このあたりがちょっとよくわからないのですけれども。地域計画を立てて、それを確認した上で町内会へもう一度戻すというふうに考えていいのですか。

それから、対象外になっている地域も自分たちで意思があるかどうかを確認した上で意思があった場合に計画を立てるということで、逃げる意思がなかったら計画というのはどうなるのかという感じがするのですけれども。

それと、もう1点だけ、前に標高版を立てて随分ふえた感じがするのですけれども、これで全部完了したのか。それに対してもっとふやすことを考えているのか、そのあたりを伺います。

○委員長（小西秀延君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） 浸水予想地域外の町内会につきましても、例えば白老地区で言いますと、当然、緑丘第1、第2町内会は外れていると思いますけれども、その地区に入っている町内会は全て明示してございます。その中で、避難しない場合は避難目標地点とか、津波一時避難場所のところには横棒を入れて避難する場所を示さないと。ですから、地域計画のほうには全町内会が入ってくる形になります。

続きまして、海拔標示版についてでございますけれども、担当としましては、町が設置したものと、あと町内会、事業所の協力をいただいて設置していただきまして、かなりエリア的にも数的にもふえてきたというふうに考えておまして、一たんここで完了ということで、今後ことしまたさらに増設するとか、そういったものは今のところは考えてございません。ただ、実は4月以降も幾つかの町内会さんからつくってほしいと言われておまして、その対応は現実させていただいております。そういった要望があれば対応はしたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） 畑田総務課交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 去年、海拔表示の申し込みがあったのは、町内会

としては59町内会、今年度若干何町内会から来ていますので若干ふえていると思うのですけれども、去年の段階では59町内会、あと46事業所から依頼がありまして、作成してお渡ししております。事業所、町内会全て含めて365万円程度、昨年度配布しております。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 大変御苦勞されて、一人一人がまず命を救うというか、命を落とさないための避難計画ということで、本当に苦勞されてつくられたと思うのですが、これは一人一人にどのような説明になっていくのか。町内会に配布して、戸別配布した後どうなるのか。もらって読まれる方はいいのですけれども、私も見たのですけれども、色合いとかを見て、私も60歳を過ぎました。老眼鏡をかけて、拡大鏡をかけて見て、自分はどうなのかと見たのですけれども、本当にその先はどうするのかと。町内会までの説明は、町内会もいつも苦勞することは、避難訓練等に出て来ない方をどうするかということが一番悩むのです。いろんなものに行くのですけれども、それをきちんと自分の身に当てはめて活用できない人を、そこをどう拡大していくのかということが大きな問題だと思うのです。その辺どのように考えているのか。

それから、先ほどの計画の中で、避難先調査の実施ということで、その避難道の調査もこれからしていく、町内会で管理していくということになるのですけれども、草を刈るとかということでも、これは町が言われたら町がやっていくのか、それぞれの町内会なのか。この財源的なものはどのようになるのか。もしかしたらちょっと高台があって、足の悪い人のために階段をつけるだとか、そういうことが必要なところも出てくるのではないかと。そういう対応を今後どのようにされるのかということが1点。

それから、車の対応の話がありました。昨年、全町的な訓練をしたときに、やはり車の関係というのはかなり町内会長さん、それから私たちも、足の悪い方、いろんな方を見ていてすごく大変だと思ったのですけれども、最終的に必要なときは車を出していいというお話をされて、車の道路も決められました。私は、1台車が出たら必ずそれについて行くと思うのです。心理として。車を出していいのだと、町内会全体で歩きますと言うからみんな歩いたのです。大変な人は、どうすると、帰りは消防の待機していた車等に送ってもらったこともあるのです。だけど、1台車が出たらみんな出ると思います。そういったことの対応策として、町内会にこの地域計画を持って、町内会長さんの一番苦勞されている、町内会長さんが一番よくわかっていると思う。その町内会に、避難するとき何台くらいの車が必要なのかということは大体わかるはずで。逃げる人とか、足の悪い人だとかというのは。私は、こういうときに町内会に用意しておくというのはだめだけれども、町内会で出せる車にステッカーなり、避難用とか貼って、それに乗ったら行けるとか、それをやることさえ難しいのかもしれないけれども、何かで制限しないと、この車の問題は絶対的に大きな問題になると思うのです。その辺の配置、許可した以上は車で行く人はだめと言えなくなるわけですから、その辺の対応をきちんとするべきではないかと思いつつながら。

大変、苦勞の上にまた苦勞が重なってくるのですけれども、本当にそういった命を救うと、前に来た片田先生の話聞いたときに、石巻は奇跡と言われたけれども奇跡ではないと。やは

り命を落とした人がいたということは奇跡でも何でもないと。やはりそのことで命を落とす人があってはならないという話をされたのを聞きまして、やはりそのためにどうするかということの最大の苦勞をしなければならないのが行政側であり、つくった側ではないかというふうに思うので、その現場で一番苦勞するのは町内会の役員だと思っております。その辺がやりやすいような方向性が、この地域計画の中に入ってくるといいというふうにちょっと思っているのですけれども、その辺を伺います。

○委員長（小西秀延君） 畑田総務課交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 3点ばかりあったと思うのですけれども、まず、この津波避難計画の全体計画をつくって全戸配布すると。それはそれでいいのですが、では、町民個々、一人一人に理解してもらえるかというような部分につきましては、この津波避難計画の全体計画をつくるという、白老町としても、津波が来たときは避難する、まずはルールづくりというふうに考えているのです。国とか道のほうでも避難計画の作成指針を出していただき、それをもとに白老町でも作成しているわけですが、まずは基本的な考え方を町民の方に示して、一つは避難場所、どこに避難するかということをしつても多くの方に浸透させて、いざ来たときにはそれをもとに避難してほしいと。町のほうでは戸別配布すると。あと町内会のほうでも会合とかありました席ではそういうことを、避難計画を町でつくったと、これをもとにいざというときには避難してくださいと。そういう呼びかけもしていただければ、100%皆さんに理解してもらえるかというのはなかなか難しいと私も理解していますが、それをしつても多くの方に理解してもらって、いざとなったときにしつても多くの方が命を救えるような形にもっていきたいというふうな考え方で、まずは考えております。

2点目の避難所の管理、避難所まで行くところの道路とか、そういうような部分、実際に避難する場所、一時避難場所です山の上とかそういうところがあります。先ほど計画の中でも言いましたけれども、可能な限り町内会のほうで草刈りとか、一時的にやってもらいたいと。そういうようなお願いを地域説明会の中でもしてきました。先ほど社台を例に上げたのですけれども、それは自分たちですやるといふようなお話も聞いております。萩の里、あそこも避難場所という形であるのですけれども、それにつきましては、先ほどちょっとお話がありましたけれども、手すりとか、去年うちのほうの雇用促進の補助金を使いまして何箇所かに手すりとかもつけております。そのような状況で、町のほうですやれること、あるいは地域ですやれること、そういうことも地域説明会の中ではお願いしてきて、避難場所については共同です管理していくというふうな考え方のもと、町内会のほうにはお話ししてきております。

あと、車の対応、これは非常にどこの町村でも難しい問題になっているのですけれども、実際に津波避難計画をつくりまして、中には避難の方法というのは、特に車はだめですとかいいですとか、絶対徒歩ですとか、そういうことはうちの場合は、原則徒歩という形。どうしても要援護者の方とか、そういう方は車でいきますとか、こういうような書き方で計画の中に書いている市町村もありますし、あえて書いていないところもあるのです。というのは、やはり要は判断に任せるといいますか、住民の方にその方法については任せるといふような考え方の町村も、ほかの町村の計画を見ますとそういうところもあります。ただ、やはり東日本大震災の

資料を見たのですけれども、車で避難した方の中では、700の方が車の中から遺体で発見されたというような話も聞いております。そういうことを考えれば、やはりルールをつくって、原則は徒歩です。ただ、車で避難する方もいますから、そういう方はこういう方ですということを決めまして、車で避難した場合に支障にならないように分けて、そして避難場所は歩く人の避難場所と車で行く人の避難場所というのは分けています。そういう意味合いで、少しでも車と徒歩で避難する場合の渋滞とか、そういうことを避けようというような考え方で、車の場合はより遠くへという形で示しております。一番やはり、先ほど言いましたように、一人が車で行ったらみんな車、車というような形になってしまう心理もわかるのですが、町としてはある程度こういうような形でルールを決めておかないと、本当に避難場所にたどり着かないで亡くなってしまうとか、そういうことを避けたいために一応徒歩と車の避難のそれぞれの場所も違ったところというように形で考えております。これは非常にどこの市町村でも頭を悩めている問題だと認識しております。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 声掛けというのがすごく大事だと思うのです。先ほどおっしゃったように町内会で各班長さんから各家庭に配られると思うのです。前にごみの、燃やせるごみにまわすということで、町内会で班長さんが集まってくださいと声をかけたのです。ですから、町内会で広報を配ったりするとき班長さんは必ず来るのです。でも町内会がみんなを集めると来ない人が必ずいるのです。その来ない人にどう伝えていくかということがすごく大事で、戸別配布するときにやはり声をかけてもらう、そして、私たちは班だから同じ地域です。こういうようにして逃げるのだと。わからない高齢者の方だとか、なかなか目があれで読むのが大変だという人には、一緒にこうやって逃げようということをお話しながら回していくようなことを町内会にお願い、何か細かいことを言うようで申しわけないのですが、せっかくなつくたものが皆さんに生きたものになってもらいたいと思っていますので、そういった配慮というか、一言がすごく大事ではないかと思っておりますので、その点はそういうことで町内会にお願いして、ここまで、地域ごとにまで細かくつくって、みんなで命を助かろうというものなので、そういったことにつくったものが生きるものにしていただきたいと思っております。

それと、車のほうはやはり本当にこれは課題がつかないと思っております。先ほどちょっと言いましたけれども、障がい者は、障がい者のマークがついていますので、それは当然優先的に走っていいのかというふうに思うのですけれども、その辺の対応。

やはり個々のエゴが出てくるのです。やはり自分は助かりたいというのは当然だと思っておりますので、そのことによって自分が命を落とすこともあるということも、その辺きちんと伝わるような形で、できれば自分の車、ただ、出かけているときになったときにどこへ行くのかということもありますし、そういったことも含めて、やはり車の対応は、きちんとしていかなければいけないと思っております。まだありますが、あとはいいです。

○委員長（小西秀延君） 今の件で何かございますか。

畑田総務課交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） お手元の地図の話ですけれども、これが各世帯に配られるときは、きょうこれは資料ということで縮小しておりますが、もっと大きなもので、なるべく見やすいような、色もこれではちょっと見分けづらい色になっていると思うのですけれども、色も鮮明に、1メートルごとの区別がはっきり色使いでわかるような形で出ますので、今お手元にあるものよりはもっと大きな版で、鮮明な形で考えております。

あと、車の関係で、対象者にステッカーとか、そういうような話もあったのですけれども、それにつきましては、今すぐというような形ではちょっと難しいかと、今後の検討材料として、今後どのように車の避難者に対してできるかについて、考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。計画は、本当にこれはすばらしいもので、このままでいいと思うのですけれども、今計画からちょっと先のことにお話が進んだので、少しその点についてお聞きしたいのです。児童・生徒に対する教育のところの文言はこのままでよろしいのですけれども、具体的に、石巻のときに、1人暮らしの老人のところに、子供たちがつくった、自分は避難しましたというカードを避難したときにかけるのです。そうしたら、擁護する方がここのおばあちゃんはまだ逃げたということがひと目で確認できたという話があったので、そういうものを学校でつくっていくと、そのお年寄りが今どうやって住んでいるという、この社会的な状況とか、実際に体験して把握できるし、いいのではないかと思うのですけれども、それは、行政がこうしてくださいと言わないで、学校のほうから自主的に、こういうふうに地域とともに避難する方法を考えようというふうに思ってもらえるように誘導するというか、そういうふうにして、この避難ということをコミュニケーションツールの一つとして捉えて、地域全体で考えていくような方法を取ってはいかがかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） 実は、小中学校に対する防災教育としまして、今年度小学校が3校、中学校が1校ですけれども、室蘭地方气象台と学校が連携して防災授業をするということをお聞きしています。さらに学校と地域が連携した避難の取り組みというお話かと思っておりますけれども、先ほどの自動車使用にステッカーを張るとか、高齢者で支援が必要な方で、その方がもう避難したのかどうかわかるように、例えば避難をしたら玄関にシールを張るとか、そういったようなことは今現在、まだ全く動きは取れていませんけれども、当然防災担当としましても、そういった具体的な対策の課題として認識はしております。そのため、今ここでそうしますということはなかなか言えないのですけれども、ご提案として受けとめさせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 本間委員。

○委員（本間広朗君） 細かいところを聞こうと思えばたくさんあるのですけれども、まず何点かお聞きしたいと思います。2ページの津波到達予想の時間の設定ですが、この影響開始時間が18分とあるのですけれども、これは下のほうに説明があるのですけれども、もしわかれば

聞きたいと思います。

それで、沿岸の最大水位が書いているのですけれども、これは道のシミュレートだと説明があったのですが、以前この数字が、大町と白老港と竹浦、これは高さが違います。以前の説明でしたら、この道南の太平洋沿岸地域は8.5メートルの高さの津波想定だと確か以前説明があったような記憶があったのですけれども、なぜこの数字が違ってくるのか。地域によって違ってくるのかとちょっと思ったのですが。

それと、震源地はどこを想定してこういう数字が出てきたのか。もちろん震源地が違えば、第1波の到達時間というのも違ってきますので、みんな数字が違ってきますので、その辺どうなのか。お聞きします。

○委員長（小西秀延君） 畑田総務課交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 1点目の影響開始時間につきましては、簡単に言えば水深10メートルのところで、津波の影響で、ここにも書いていますが20センチぐらい上下するようになっていくらしいのです。その20センチの上下が始まる時間、水深10メートルの地点で20センチの津波による海面の上下が開始される時間が、ここに書いてありますように大町で18分、白老港で17分というような影響時間というふうに捉えていただければと思います。

2点目の津波の高さ、最大水位8.5メートルという話が前にあったという話です。それは、やはり海岸線の地理的な要因ということがあると思うのです。先ほど、最後の質問の震源地のからみも出てくる、各地域で高さが違うというのは、震源地によっても当然違ってくると思います。震源地につきましては、根室、釧路、十勝、そして三陸沖北部という形で、前にこういうような図面を配ったのですけれども、この黄色い四角で示されているところが震源地の予定と、一気にここがずれるというような想定のもとにシミュレーションしたのが今回の浸水予測図で発表されているものです。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 本間委員。

○委員（本間広朗君） そうしたら、連動地震を想定している津波の高さになったということですね。わかりました。

それと、地震が起きて、一時避難場所にまず避難します。そのときにももちろん庁舎内というか、いろいろそういう対策を組まれるのですけれども、では、その一時避難場所に行ったときに、町内会長さんとか、携帯電話を持っている人ならいいのですけれども、そういう避難した人たちの通信体制というか、そういうものはどのような想定をされているのでしょうか。例えば、まず津波がおさまったと、自分たちで判断して行っていいものなのかということもあります。そういうときは、誰がそういう判断をするのか。庁舎内ではきちんと本部長がいてどうのこうのとやるのでしょうかけれども、その場所に行ったときに誰もいない、誰が指揮を取るのだということになると、町からのそういう通信がきちんと入ってくればもう戻っていいですとか、次の避難場所に行ってくださいとかという、そういう指示を携帯電話があれば出せると思いますけれども、そういう通信体制というのは話し合われた、書いていないからあれなのですけれども、どのような考えでいるのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） 実は、ご指摘された点につきましては、正直、課題の一つであります。実際、津波一時避難場所はちょっと山の中とか、高台とか、そういった屋外の施設ばかりになりまして、そこに何か通信、町の災害対策本部と現場でやりとりできる通信手段というのは今何も整備されておられません。ですから、それをどうするのだといった部分は、課題の一つとして担当としても認識しております。ただ、地域計画のほうに避難先での町内会の対応というふうなことを書かせていただいています。先ほども、まず会員の点呼、安否確認してくださいとご説明しましたけれども、さらにその次に、ずっと屋外にいるわけにもいかない季節、場面というのは当然ございます。そのためにすぐこちらで指定しています指定避難所に向かえばいいのですけれども、やはり浸水エリアの中で行けないところもございます。そのために、町としてはその一時的な避難所として民間施設とこれから交渉して、使えるようなことを考えております。ちなみに、アイヌ民族博物館が浸水予想地域から外れておりますので、アイヌ民族博物館裏の道路も一時避難場所にしております。そのため、来週協定を結ばせていただいて、高台に避難された方が、本来は津波注意報までなれば緑丘小学校ですとか、栄高校まで行けるのですけれども、それまでやはり10数時間という時間がかかりますので、その間一時的に避難させていただく施設として、アイヌ民族博物館と協定を結ぶ予定でございます。ですから、正直通信手段としては今何もないので、これは何か策を講じなければいけないことですが、今まだ整備ができていないというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 本間委員。

○委員（本間広朗君） それと、これも先ほどちょっと出たのですけれども、できるだけこの冬場の対策というのもぜひ入れて、当然一時避難場所に避難したときに、施設があるのでしたらそこに入ればいいのですけれども、例えば虎杖浜地区は、第2浄水場は山の奥で何もありません。冬もそこで10何時間もそこにいなければならないのかということもありますので、ぜひそういう、なかなかテントを持って行って建てるとかはできないかもしれないです。ぜひ、その辺も細かくそちらのほうで対策を取っていただければ、安心して冬場でも逃げていけるだろうし、施設ならいいのですけれども、そういうふうにぜひやっていただきたいと思います。

一時避難場所、先ほどもちょっと出たのですけれども、これは当然、施設があるところならいいのですけれども、草刈りとかそういう、社台地区も今見たら草刈りの整備とかするとなっていたのですけれども、これも今この草刈りも当然これから高齢化になって、なかなかうちの町内会でできないという話も出てくるかもしれません。それで、若い人がいれば若い人にやってもらえばいいのですけれども、町のほうでそれをやるのか、町内会に委託してやるのか。その辺も町内会からそういう要望が出たら、では町がやりますとなるのか。その辺もはっきりしないほうがいいのかどうかかわからないのですけれども、どういうふうに考えているのか。

○委員長（小西秀延君） 畑田総務課交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 一時避難場所の管理につきましては、地域説明会のときも、先ほど社台地区が出ましたけれども、社台地区、あるいは萩野地区、萩の里、あと

虎杖浜もそうです。どうしても管理しなければ人が使用できないそういう一時避難場所につきましても、うちのほうから町内会のほうに管理をお願いしますと、今の時点ではそういうような考え方で、各住民の方に一時避難場所の管理をお願いしているというような状況にありまして、それにつきましても、各町内会のほうでもこの間の地域説明会の中ではある程度了解していただいているというような状況ですが、今言われましたように、今後長い先を考えると町内会のほうでもなかなかできないと、高齢化してそういうような状態になる可能性ももちろんあると思いますが、今現在の考え方としましては、町のほうでは、そこを使う各町内会の皆様方で管理していただきたいという考え方でお願いしている状況であります。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） 若干重なるのかもしれませんが、これから地域計画を考えていく上で重要な部分がたくさん出てくるのではないかとということでお聞きしておきたいのですが、社台の計画を見たら高速道路の側道となっていますけれども、高速道路に逃げたらどうかという話が前にあったのだけど、その点は今のところ許可はないというふうに捉えていいのか。側道だったら、これは社台でなくてもどこでも側道は使えるのだろうというふうに思いますけど、そのあたりの捉え方。

それから、津波の到達地点というのは、先ほどの違いはないけれどもみんなそれぞれ違うわけですね。この社台の地域計画を見ると、この大枠の大町と港と竹浦の数字が出ているわけです。社台とはまた違うのではないかと気がするのだけれども、例えば、地域計画を考えたときに、社台ならおおよそ、そこまでシミュレーションしていないのだろうと思うけれども、そういうときに、自分たちの地域だったらこの標準よりも少し早くなるとか、おそくなるとか、そういうような目安というのはきちんと持たないとだめではないかという気がするのだけれど。そのあたりのことをどんなふうに考えるかということ。

それから、避難場所の問題、たまたま私の住んでいるところは対象外になっているところだから、みんなが逃げて来る場所になっているわけです。そうすると、避難場所になったところの体制というのはどういうふうになるかという、自分たちの地域で、まずそこを守らなければならないということが発生するのだろうと思うけれども、この役場の避難場所の管理体制というのはどんなふうになるのか。各避難場所に全員職員が散るようになるのかどうなのか。そのあたりのことも明確にしておかなければならないという気がするのだけれども、そのあたり。

あと、ついでに言ってしまうんですけど、学校教育の問題が先ほど出ましたけれども、学校教育どこからか指導のマニュアルが出てくるみたいですがけれども、白老町としてのマニュアル、そういう津波だとか何かに対する対応をどういうふうに指導するかという、そのあたりの教育の場所にマニュアルをつくるつもりがあるのか、全くそれはないのか。そのあたり。

最後、防災無線とサイレンを全部使用しながらやるという、防災無線の音が小さくて反響してなかなかわからないと。いちいち外へ出てゆっくり聞いている暇もないというときにサイレンを吹鳴させる、鳴らすわけだけど、サイレンも使いますという話は前に聞いたけれども、サイレンの鳴らし方という、ただ鳴らせばいいのではなくて、前にも話をしたことがあるのだけ

ど、戦時中に、サイレンの音で緊急か、まだ時間があるのか、そういうようなことまで全部サイレンで知らせた。いちいち、ただいまよりというような、そういう言葉ではなくて、サイレンの音一つ一つの違いで、長く鳴ったり短く鳴ったり、そういう音の違いでみんなが緊急かどうかということが判断できるという、そういう役目を果たすのではないかと思うのですけれども、そのあたりのサイレンの使い方なども工夫をされているかどうか。そのあたり。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） 1点目の高速道路の利用についてでございますが、一昨年から高速道路のほうには、白老町としてこういう場所を避難場所として利用させてほしいというのは既に投げかけてはおります。高速道路は高速道路のほうで、昨年の北海道の津波浸水予測図に基づいて、高速道路の会社として危険な箇所がどこにあるのかとか、そういったシミュレーションを24年度にされていたというふうに伺っております。今後の動きとしまして、町としましては、竹浦の高速道路のバス停、そこと、社台の盛り土部分を使用させてほしいという形で最終的に提案したいと思っております。そのときに、今後その利用に当たっての運用方法、どういったルールにしていくのかという議論にこれから入っていくことになろうかと思っております。ですから、今現在はまだ使っていないですとも言われていませんが、今後そういった協議をした上で、何とか使用させていただけるように展開したいというふうに考えております。

続きまして、到達時間の地域での違いですけれども、白老の場合、大町と港と竹浦と3カ所設定されてございますので、こちらを見ていただきますと、竹浦が最短です。そうしますと、社台は、白老の大町でも47分ですので、そんなに違いはないというふうに町としては考えております。さらに計画の中では、竹浦の45分が最短ですので、この時間以内という考え方で計画のほうも作成しております。

それと、対象外地域の町内会の対応ということですが、実は地域計画の中では、浸水予想地域外の町内会、もしくは実際被害のなかった町内会においては、何とか避難所での避難者への支援とか、そういった部分の協力をお願いしたいということで、実は地域計画の中に入れてさせていただいておりますし、地域説明会でもそのように説明させていただいております、それに対しては、特段いい悪いというご意見はありませんでした。

それと、実際役場としての避難場所の対応はどうなるのだというお話ですが、こちらにつきましても、この図面のとおり災害が発生しますと、一時的ではありますが役場機能が麻痺します。全く機能しません。その機能を確保するために、やはりある程度時間が必要になります。ですから、災害発生直後は避難場所に職員が行くというのは基本的には無理だと考えております。その上で、やはりまずは当然自助ということで自分の命は自分で守っていただく。そして、その上で次に共助、もしくは近所という形で町内会の力を発揮していただきたいということで、地域計画のほうに避難先での対応ということを明示させていただいております。当然、役場としてはできる限り一刻も早く体制を整えて、すぐ対応するということは当然やらせていただきたいと思っております。

続きまして、防災教育のマニュアルでございますけれども、こちらにつきましても、教育委

員会のほうでそういった部分をされると思います。

最後に、消防サイレンの鳴らし方で緊急かどうかわかるようにしておいたほうがいいのではないかというご提案ですけれども、今現在は震度5弱以上の地震が発生する30秒ぐらいには緊急地震速報、皆様も携帯をお持ちですから鳴ったことがあろうかと思えますけれども、その携帯電話でも知らされますし、町としましては、消防庁からJ—A L E R Tというシステムで緊急地震速報が入ります。受信をしたら直後に防災無線が起動しまして、緊急地震速報、緊急地震速報というアナウンスが始まるようになっております。消防サイレンの運用の仕方としましては、これはうちと消防でルールを決めてございまして、大津波警報が発表されたときも皆様の携帯電話にエリアメールで入ります。当然J—A L E R Tで受信して防災無線も起動します。それが実は一番早いのです。その後に消防サイレンを吹鳴して、消防本部から直接アナウンスすると。消防サイレンを10秒鳴らして、その後消防職員が避難をしてくださいというアナウンスをするというルールで、今現在運用中でございます。ですから、最初に消防サイレンを鳴らすというのは、実はこれは物理的にちょっと無理です。なぜかと言いますと、先にJ—A L E R Tで受信した内容で防災無線が鳴りますので、消防サイレンを最初に吹鳴してというやり方は、実は物理的に、今現在不可能でございます。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 畑田総務課交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） サイレンの関係で若干補足させていただくのですが、今森が言ったように、例えば大地震、大津波、津波警報のときは自動的に東京のほうからJ—A L E R Tが発信されまして、うちの防災無線で発信するのですが、そのときにサイレンの種類ですけれども、大津波の場合でしたら、サイレンを3秒吹鳴して3秒休止、それを3回繰り返すと。先ほど種類によってサイレンの鳴り方というような話がありましたのでちょっと補足させていただくのですが、あと津波警報の場合ですと、サイレンが5秒、若干警報より長くなる。5秒鳴って6秒休止というような形で、具体的にはそういうようなサイレンの鳴らし方、その警報の種類によって違うというふうな形に、J—A L E R Tについてはなっておりますので、それが防災無線を通じて町内に発信されるという状況になっております。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） これは、白老町の津波避難計画です。津波というのは、津波だけ独自で来るわけではないです。その前に地震が来るのです。その地震で崩壊することがあります。そういった場合の対応というのは、まだこれとは別にまた考えられるかどうかということが1点と、それに対する対応。逃げなさいと言っても家がつぶれて家から出られなかったら逃げられないわけですから、そういった対応は、これは津波避難計画だから、これはこれでいいと思うのですが、その以前の、そういったものに対して、津波の前に起こる地震、震度6とか7でないという津波は来ないという想像をしていますから、それが1点。

それから、白老町で避難対象人数というのは一応1万903人なっています。先ほどの話で、避難所に関してはこれから随時いろんなところとお話をして指定になってもらうということですが

が、今のところ、この表を見ると2,657人、私はこれを見ていて、この中で耐震度の大丈夫なところはどこなのか、全部大丈夫なのだろうかと一瞬思ったのです。済みません。それがすごく大事だと思うのです。いざ避難所と言われて、つぶれていましたというのであれば使えなくなるということになると思うのです。そういったことの対応を今後どうされるのか。

もう1点、避難所の対応の計画というのはまた別に持たれるのか。今、HAG（ハグ）をやっています。あらゆるところで。それと、先ほど本間委員が言われましたけれども、白老はやはり四季がはっきりしています。冬期間等のあり方も必要だと思うのですが、今度は避難所の対応のあり方。ここまでないですね。避難所へまず行くまでしかないのです。その後の対応というのは、また今後何か計画があるのかどうか。その点伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） まず、地震による倒壊とか、地震による町の対応は別かというお話ですけれども、おっしゃる通りで、この計画とは別の対応になります。今現在、実は北海道のほうで新たに地震の被害想定を見直ししている最中でございます。そちらのシミュレートされた結果を受けて、うちも当然見直しをすることになります。こちらが1点目です。

続きまして、2点目の避難所の耐震性はどうなのかという点でございますけれども、正直今回10施設載せましたのは、既に指定避難所になっていて、浸水エリア外の避難所と、実は北吉原ふれあいプラザは避難所にはなっていないのですけれども、エリア外の公共施設ということで今回設定してございます。そのため、例えば飛生福祉館とか、ふるさと体験館「森野」とか、そういったところの耐震性は実は不十分でございます。いずれにしましても、実際被害がなければ、ここに書いてあります公共施設も使う考え方をしております。ですから、それはやはり災害が発生し、その施設の状況を確認し、避難所として使える施設については全て使うという考え方でございます。

最後に、3点目の避難所の対応でございますけれども、実はこちらはまだ町として避難所の対応マニュアルというのは未整備な状態でございます。こちらも必要性は認識してございますので、できる限り早くそういった対応マニュアルというものを構築したいと考えております。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 2番目の津波対象外のところが対応になっているから大丈夫であればということですが、津波で、先ほど本間委員の話で通信網とか、そういったことがきちんとできていないところで、避難をしてそこへ行こうとしていた人たちが行けない、もうつぶれてだめだといったときにどこへ連絡するのか。それこそ寒いところでうろうろしなければならないということもありますので、本当にこれはお金のかかることだとわかっています。難しいのもわかっていますけれども、こういう対策で避難所になるということは、やはり安心して行ける場所にしていかなければならないというふうに思っていますので、財源が許すような、またこういうことで財源がもし国から来るのであれば、そういったことを確認することも必要ではないかというふうに思います。

それから、避難所の関係ですが、私は前から言っていますけど、避難所、女性の声をしっか

り生かして計画をつくっていただきたいというふうに思っています。女性でなければ気がつかない点、女性が大変苦勞するという面がたくさんあります。そういった面では、避難所の対応の計画をつくるときには、町内会長さんだけではなくて、町内会の婦人部長さんでもいいと思います。女性の声をしっかり受けとめられる体制づくりをしていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） 避難所との通信手段の確保という点につきましては、防災行政無線が生きていれば戸別受信機、避難所には全て配置していますので、それに対応することが可能という状況は生まれます。いずれにしましても、防災行政無線が津波で被害を受けた場合に、ではどうなのかとなりますと、やはりそれでもう全て途絶えてしまいますので、やはりその避難されたところと災害対策本部、この通信手段の確保というのは大きな課題の一つだというふうに考えています。

2点目の避難所の運営マニュアルを整備するに当たって、女性の声の反映をというお話でしたけれども、やはり国のほうからもそういったような通知がいろいろ来ています。実際、東日本大震災でもそういう点でいろんな苦勞が避難所であったという話も聞いておりますので、当然マニュアルを整備する際には、そういった声を反映していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。3・11のときも自衛隊の救助活動には大変すばらしいものがあって、心から敬意を表するところではありますが、うちの自治体でも第7師団との協定を結んでいると思うのですけれども、この津波情報等の収集伝達の図のところ、第7師団との連携、白老町との連携の線がないのですけれども、ここのところの連携はどのようになっていくのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） 全体計画の8ページに示しております情報伝達の系統図につきましては、原則こういう形だというお話です。基本的に陸上自衛隊への派遣要請というのは北海道知事からという形になります。津波の情報とかは气象台から伝達されるような仕組みになっておりますので、こういったような形になっております。

それとは別に、実動の部分でいきますと、71戦車連隊が管轄ですので、そちらの担当と直接事前に情報をやりとりするというネットワークは既に構築はされております。

以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） ということは、知事から要請がなくても71戦車連隊とは連絡を取って勝手に動くことはできるのですか。

○委員長（小西秀延君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） 事務手続の話でいきますと、あくまでも知事の要請を受けて自衛隊が動くという形になります。ただ自衛隊のほうとしても、そこで初めて情報を知り得ると、当然動きが後手、後手になりますので、事前に出られる準備をするために直接現場の市町村と

やりとりをするネットワークが今現在もできております。あと、大規模な災害になりますと、知事の要請を待たずに自衛隊が自主的に出動するというケースもございます。

以上です。

○委員長（小西秀延君） 前田委員、何かありますか。

○委員（前田博之君） 簡単なことを2点。1点は、緊急避難施設へ逃げおくれた人が、緊急避難施設に行きますというときに、主に学校とかになるでしょう。そうしたら、学校のほうの対応がいっぱいいっぱい、ここに逃げてきたときに誰が、施錠はしていない、開いているとは思っただけ、子供たちを学校から逃がすのが大変で、誰が来たときに受け入れるとか、責任をどういう形で、それは整理されているのかと思うのです。避難した人たちも、誰が先生で、全然わからない。前に萩野へ行ったときに、萩野と虎杖浜一生懸命やったのだけでも、役場の人は初期だからほとんど行ってなくて、誰が誰だかわからないと言うのです。だから、そういう腕章とか、よくサッカーの選手が着ているベストみたいなものを、仮に町職員だとか、今金がないから町職員も作業服がないからバラバラですが、そういう指示というか、責任者がわかるような範疇とかが1点と、仮に学校に緊急避難で行ったときに、自分のところの子供たちとかを避難させるとかわんわんやっているときに、住民が逃げているときに、誰がどうやって整理するかということ。

もう1点は、私の町内会はこれを見たら山だからいいのだけど、浜の人方はほとんど山に逃げます。この地図できちんと踏切の場所を出しているからいいのだけれども、たまたま電車がそういう形で踏切の手前でとまったらチンチンとずっと鳴っているのです。踏切の遮断機が下りて。こういうときは誰がどういう形でやるのか。この前、事故があったかどうかかわからないけれども、丸善のスタンドのところの踏切が鳴っていて、どうしようもなくて裏を回って私はぎりぎり間に合ったのですが、ほかの人は待っていて、全然情報がつかめないわけです。こういう場合、誰がどうするのか。多分、今吉田委員も言ったけれども、地震があつて先に電車がとまる場合もあるし、逃げたときに遮断機がずっと下りていたらどうするのか。その辺はどういう整理をするのか。それが整理されているのかどうか。その2点だけ。

○委員長（小西秀延君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） それでは、緊急避難施設としての学校の受け入れの関係でございますけれども、例えば、白老東高校は屋上に避難する計画を現在立てております。萩野小学校、白翔中学校は、最終的な確認はしていないのですけれども、萩の里自然公園に避難するという計画になっていると思います。その上で、実際夜間のときも当然ございますし、休日のときもございますので、その施錠の開錠をどうするのかという運用部分での問題点というのは、実はまだ進めていない状況でございます。こちらについては早急に動きをとって、運用のルール、どういうふうに受け入れるのかといった部分につめたいというふうに思っております。ただ、実際、萩野小学校、白翔中学校で先生も児童生徒も誰もいませんという状況のときは、やはり避難訓練等を通して、実際に町民の方がそこにそういうときに、誰もいないときに3階に避難していただいて、実際に体験していただいて、ある種自分たちでどうしなければいけないのかといった部分につなげていければというふうに思っております。

それと、誰が先生で、誰が職員かわからないという点ですけれども、実は昨年年度末に職員用ではございますけれども、オレンジのベストを50着用しております。ですから、10月29日の避難訓練のときには、職員はそのベストを着用して対応に当たりたいと考えております。

最後に、JRの踏切下りているときどうするのかといった部分ですけれども、JRでも津波対応マニュアルというものを作成し、この4月から運用されております。実は、5月にJR北海道の方とお話ししまして、地震で震度4のときには徐行運転になりますと、5弱以上のときには一たん停車して線路の安全を確認して、安全が確認された後、運行ということになります。大津波警報が出たときには、JRも浸水予測図わかっておりますので、今確か室蘭線では120キロが津波被害を受ける警戒区間というふうに定めていまして、最寄りにその警戒区間を抜けられるところがあればそこまで徐行するというような計画を持っているそうです。あとは、やはり乗客の安全確保ありますので、その警戒区間が抜けるのにかなり遠い場所しかない場合は最寄りの駅で停車させて乗客を避難させるというふうな計画を持っておりますので、当然その前後の踏切が下りた状態というのは想定されます。町としては、その踏切が下りないところまで行っていただいて避難していただければ一番いいのですけれども、当然そうもいきませんので、マニュアルを4月から運用されてはいるのですけれども、JRとしても当然関係する市町村と具体的なその詰めというのはまだできておりませんで、その第1段が実は5月に来ていただいてお話しさせていただいたのですけれども、今現状JRとしてどういう対応するかという話は今ご説明したとおりで伺ってはおります。うちは逆にそれを受けた上で、どう対応できるのかということこれから踏切対策については詰めたというふうには思っておりますが、多分遮断機が下りるケースというのも当然出てくると思います。ただ、大津波警報が発表されたから、大きい地震が来たからといって、全ての遮断機が一度に下りるというわけではありません。電車があくまで近くにあるところだけです。

以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） あれは信号ですから、多分列車が来てレールから発信して信号に伝わるけれども、地震になったときに列車が来なくてもその振動で誤作動を起こす可能性が多分にあるのです。だからそういう部分と、今JRは昔の国鉄と違ってすごく合理化して、白老の駅もほとんど人がいませんし、保線の人方もいませんから、これはやはりJRだけの話ではなくて、うちとして緊急時にどうするかということきちんと締結しておかないと、もう近くにきたら外して出せるとか、そういうことをちゃんとしておかないと、JRだけの話では逆に非常に困ると思います。だから、その辺多分地域説明会を開いても出る可能性が多分出てくると思うのです。町民の人方から。その辺をちゃんとしておかないと、せっかく逃げて踏切まで来ても、そこで混乱する可能性があるのです。JRはなかなかまだ役所的だから、民営化されていても。その辺ちゃんと整理しておかないとだめだと思います。実際、白老の駅も人がいないわけです。あそこも委託みたいなものですから。その辺をちゃんと整理したほうがいいと思います。

○委員長（小西秀延君） 畑田総務課交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 今JRのお話が出たのですけれども、白老町とJ

Rの個々のというような形には多分ならないと思うのです。沿岸線の部分、JRも沿岸線の部分で、今津波の対策という形でいろいろ考えていると思うのですけれども、この間振興局で10月の防災訓練の1回目の会議があったのですけれども、そのときもJRの職員も参加していますので、今後いろんな形でJRのほうも津波に対する考え方を各市町村に示して、そういう形になってくるのではないかというふうに考えておりますので、今後の成り行きを私たちも確認していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小西秀延君） ほかになれば、私も何点かあるので分けてお聞きしたいのですけれども、8ページですが、情報収集、情報等の収集・伝達の図があるのですが、その中で、下段にエリアメールあります。エリアメールは、これはNTTから緊急地震情報とかそういうものだと思うのですけれども、この図を見ると、白老町から、白老町の判断で流れてくるような系統で捉えられる町民の方もいると思うのです。これは、NTTから直接ラインを引いたほうがいいのではないかというふうに。これを見ると、個別にまた白老町の町民に白老町から避難後とかもいろんな情報が来るような理解をされる方もいると思うのですけれども、この辺どういうふうになっているのか教えてください。

森総務課主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） まさしく、実は委員長のお話しされたとおりでございまして、緊急地震速報とか、大津波警報のエリアメールは、こちらの上のエリアメールセンターというところから直接町民の皆さんの携帯電話に届きます。それとは別に、そういった災害発生時に避難に関する情報というのを、町から直接町民の皆さんにエリアメールを発信することができます。それは、当然私のパソコンからもできますし、そこに携帯電話が3社ございますけれども、そちらのシステムのサイトに入り込んで、打ち込んで、携帯電話に伝達すると。白老町内にいる方で受信できる携帯電話をお持ちの方のところに、このエリアメールが届くというものになっております。

○委員長（小西秀延君） わかりました。私がちょっと理解不足で、そのシステムが大変すばらしいと思いますので、ぜひ、ご活用していただきたいと思います。

もう1点ですが、防災無線の関係ですが、前にお聞きしたときには、白老町本庁舎にその親機があって、防災無線を町内に連動して動かすというようなお話を聞いておりました。津波が、本町は浸水の地域になっていますので、その本拠地が機能しなくなってしまうのではないかと、いうおそれがあるのですが、サブの親機みたいな形でやるにはどれぐらいの費用がかかって、どういうところを想定して、そういう計画はあるのか。その点お聞かせ願いたいと思います。

森総務課主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） 防災行政無線の親局、いわゆる基地局は防災の部署のところに卓上のものがございます。こちらの基地局が被害を受けると、一切防災行政無線は機能しないことになります。ですから、この津波避難マップの通りの浸水被害を受けると、防災行政無線は機能しないことになります。そのために、今代替手段というのは、防災行政無線に直接かわるものというものは、実は今持ち得てございません。それを、例えば消防庁舎に設置する

ということになりますと、ちょっと金額定かではないのですけれども、数千万円という単位で整備費用がかかってくることになります。あとは、実はもう1点技術的な部分がありまして、無線は今ここから飛ばしているのですけれども、それを違うところにも電波を飛ばせる基地局を置いて、仮に常時2つとなりますと、スピーカーの子局、これが実は起動しなくなります。ですから、仮にもう1つ基地局を整備したとしましても、こちらの従来使っていたほうの無線の電波が全くなかったときでないと、逆にアナウンスというのができない。それは技術的な部分ですけれども、できないことになるのが1点ございます。

もう1点、ちょっと検討中ではあるのですけれども、その可搬式の基地局というのが、緊急時だけ使うというのがあります。ただ、それもその可搬式の無線機というのが半径5キロしか電波が飛ばないものですから、そうしますと、例えば消防庁舎に置いたとしましても、そこから半径5キロ以内にある子局までしか届かないものですから、それだと当然全町カバーできることにはなりません。そういった中で、こちらが被災したときの伝達手段の確保という検討はしているのですけれども、なかなかこれがいいという部分にまでまだ行き着いていないということと、仮にそこまで案ができたとしても、当然費用がかかる話になりますので、その財源の確保をどうするかという問題点が残るのが実態でございます。そういう現状でございます。

○委員長（小西秀延君） やはり災害のときには、情報の伝達というのはこれはもう第1の問題だと思しますので、仮に地震で、本庁舎が耐震化されていませんので、一切発信できない可能性も出てくると思うので、優先順位として高いレベルで財源の確保、国等の防災面の補助金等を考慮していただいて、なるべく早い時期に情報伝達システムの構築を考えていただきたいと思っています。

もう1点ですが、10月29日に避難訓練が行われるということで、先ほど山田副委員長からもちょっとお話が出ていましたが、自衛隊に非常に大きな役割を担っていただけるということになってくると思います。大きな災害であればあるほど。そのときに、自衛隊が白老の状況を把握しておくためには、避難訓練にも参加していただいて、ぜひ一緒にこれをやっておくべきではないかというふうに私は思っていたのですけれども、今回の10月の訓練には自衛隊のかかわりはどのようになっていますか。

森総務課主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） 今回の町の防災訓練につきましては、北海道防災総合訓練とタイアップした訓練になってございます。その中で、陸上自衛隊の第7師団も参加していただけることになっております。具体的にその第7師団がどういう訓練を展開するかというのは、これから胆振振興局のほうで窓口となって第7師団と調整ということにはなりますけれども、町としましては、応急救護所を陸上競技場に設営していただきたいという要請をしております。

以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 連携を模索しているということでございますので、ぜひ実現して、いい形で訓練ができるようになっていただければと思います。

前田委員。

○委員（前田博之君） 基本的なことを聞きます。仮に、マップ⑥の石山地区でもいいのです

けれども、これは津波、赤が10メートル以上とか、青は1メートルとか、これは変な話、どのくらいの津波が来たらここまで行きますという意味なのか。よく見たら道路もあるわけでしょう。国道も鉄道もあるけど、一定以上になったらもうこの鉄道も道路も機能しないということです。だから、これは仮に、石山の青葉地区の手前が、これは青だから2メートルぐらいあるのですか。ここに来るときは、何メートルの津波でここまで来るという想定の話ですか。もとに戻って悪いのですが。これはちょっと、その辺の捉え方を教えてほしいです。

○委員長（小西秀延君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） そちらにつきましては、2ページに白老大町で8.8メートル、白老港で8.7メートル、竹浦で7メートルというのが沿岸でこの高さなです。この津波が来たときに、このような形で浸水するという考え方でございます。

○委員長（小西秀延君） 最大ということですね。

森総務課主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） そうです。最大ということです。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 最大のときに、こちらに行ってしまうということですね。今度赤とかあるのだけど、その前に逃げないとだめだということですね。

○委員長（小西秀延君） 森総務課主幹。

○総務課主幹（森 玉樹君） 国道の赤につきましては、ここに国道がありますと明示するために赤く誇張しているだけでして、これは、国道が国道の幅で10メートル浸水するという意味ではございません。

○委員長（小西秀延君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは、以上をもちまして総務文教常任委員会協議会を閉会いたします。

（午後12時00分）